

マルセル・シュヴァイツァー著「貸借対照表の構造と機能」の研究(2)

——成果処分計算の意思決定論的構築——

岐山 幸繁

目 次

- I 期間成果の確定計算と処分計算
- II 期間成果の処分計算
 - 1. 処分計算の構築
 - 2. 処分計算における意思決定論理的価値理論
- III 処分計算と積立金政策
 - 1. 処分計算による秘密積立金の排除
 - 2. 処分計算と経営計画
- IV 結 び

I 期間成果の確定計算と処分計算

筆者は、前稿において、¹⁾ 収支的成果確定計算の公理化に対するシュヴァイツァーの試み²⁾について、その紹介をし、検討を加えた。彼によって表現し直され

-
- 1) 拙稿「マルセル・シュヴァイツァー著「貸借対照表の構造と機能」の研究——収支的成果計算論公理化の初めての試み——」鹿児島県立短期大学『商経論双』第23号。
 - 2) Marcell Schweitzer, Struktur und Funktion der Bilanz, Berlin 1972.

た収支的成果確定計算は、その公理に示されるように、原価主義と実現主義の厳守のもとで、一定期間における財貨のすべての運動と在高とを数量的に（最終的には貨幣単位で）記述し、さらにその期間成果を名目資本に対する余剰として確定する数量的記述モデルである。³⁾すなわち、この計算においては、経過した一定期間中における、様々な経済的活動（企業過程）⁴⁾の財貨的側面としての様々な財貨の流れないし運動が、貨幣の流れないし運動、換言すれば収入と支出によって同型的もしくは準同型的に模写され、かくして、すべての期間的収入の合計とすべての期間的支出の合計との差額として期間成果（余剰ないし利益）⁵⁾が確定されるのである。それゆえ、かかる確定計算はあくまで過去指向的な性格のものであって、実際に生起し、しかも客観的に把握されえた企業過程に関する情報のみを提供しうるにすぎず、これに対して、将来における経済的環境の様々な変化（例えば、貨幣価値の変動、個別価格の変動、技術革新等）から招来する、企業過程に対する様々な影響（機会や危険の発生）に関する未来指向的な情報を、何ら提供しえない。

しかしながら、企業会計に対して、企業がゴーイング・コンサーンとして今後とも経済的活動を無事に遂行しえるための、一つの道具としての役割を果たすように求められる以上、企業会計は、将来に発生すると思われる経済環境の変化、特に経済的危険に対する準備処置を施さなければならない。このような準備処置は、稼得された期間成果の一部が企業内部に留保されることによって行なわれうる。もちろん、また他方において、期間成果の一部は、税金、配当金、および償与金として企業外部に流出する。このような、期間成果の企業の内部留保や外部への分配といった処置は期間成果の処分（Verwendung）として把握され

3) 数量的記述モデル (quantitatives Beschreibungsmodell) とは確定モデル (Ermittlungsmodell) の別名であって、単称命題またはその命題結合のみからなる命題体系であり、観察対象の数量的な記述を目標とする。vgl., Derselbe, a. a. O., S. 27ff.。

4) Derselbe, a. a. O., S. 44.

5) 本稿では議論の便宜上、成果 (Erfolg), 利益 (Gewinn), 余剰 (Überschuß) を内容的に同一のものとして用いる。

うる。ここに、シュヴァイツァーは、収支的成果計算論（収支的貸借対照表理論）の枠内において、期間成果の処分に関する領域を処分計算として設定し、その構造と機能に関してユニークな議論を展開する。⁶⁾本稿は、前稿の場合と同様に彼の著「貸借対照表の構造と機能」に依りながら、期間成果の確定計算に後続する補完的計算としての処分計算に関するシュヴァイツァーの構想を検討する。

II 期間成果の処分計算

1. 処分計算の構築

企業におけるあらゆる経済的活動、すなわち企業過程は、企業の内部や外部の様々な関係者の相互作用を通じて遂行される。⁷⁾企業過程の遂行の結果として得られた成果は、これらの各関係者の希望ないし要求にしたがってそれ相応に処分されるべき性格のものである。期間成果に対する関係者の請求権または参加権としては、例えば、配当金としての支払いに対する株主の請求権、税金としての支払いに対する課税当局の請求権、償与としての支払いに対する経営者の請求権、企業の財政的強化のための内部留保に対する国の請求権、将来にその発生が予想される企業危険に備えたり、また企業規模を拡張するための内部留保に対する経営者の請求権、等が考えられる。

これらの、期間成果に対する様々な請求権は、できるだけ、それらの利害が互いに対立しないように満足されねばならない。ここに、期間成果の最適処分が問題となる。この場合、最適処分のための一般的な原則が確立していない限

6) Derselbe, a. a. O., S. S. 83—95, S. S. 111—130.

7) 企業過程は、例えば、株主から提供される資本によってその財的基盤を与えられ、経営者の指導によって計画・実施・統制され、そして国や地方公共団体の保護・管理のもとに、遂行されるのである。

りは、期間成果の処分は、企業経営者が上述のような各種請求権の最適満足化を指向して行なう意思決定上の問題となろう。かくして、期間成果の処分問題は適当な意思決定モデル⁸⁾によって模写され、またその最適解（処分案）が得られよう。

シュヴァイツァーは、期間成果の処分問題を以上のような意思決定問題として把握し、それを線型計画計算として以下の如く構築する。⁹⁾

彼は、まず、確定された期間成果に対する請求権のそれぞれに処分用途を対応づけ、意思決定変数 x_j として設定する。彼のモデルでは次の八つが想定される。

x_1 = 余剰繰越（利益繰越）

x_2 = 法定準備金

x_3 = 価格騰貴および貨幣価値変動に対する積立金

x_4 = 設備更新および、または拡張のための積立金

x_5 = 配当金

x_6 = 企業指導者（Führungskräfte）の余剰参加

x_7 = 他の共同経営者（Mitarbeiter）の余剰参加

α = 所得税率

以上の各処分用途（意思決定変数）は、法律や慣例等によってあらかじめ規定されている項目のほか、企業危険に備えたり、また企業目標の達成のために必要と認められる、成果の内部留保のための処分項目をも含んでいる。これらの処分用途の種類や数は、企業指導（経営）上の目標理念に合わせて、それ相応に決定されうるものである。

それぞれの処分用途に対して、無制限の成果配分は行ないえないので、配分

8) 意思決定モデル（Entscheidungsmodell）とは、単称命題、普遍命題、目標設定、そして（時に）初期条件からなる命題体系であり、設定された目標達成のための行動規則、原則を導きだすものである。Derselbe., a. a. O., S. 31.

9) Derselbe, a. a. O., S. S. 83—90.

目標としての限度額を設定する。すなわち、上で想定された各処分用途に対しては、次のように配分限度額が条件づけられるのである。

(i) それぞれの処分用途に対しては、所得税が差し引かれた後に残る金額が全額配分されうる。

(ii) 余剰繰越 x_1 については、できるだけ、これを金額 R から遊離させないようにする。

(iii) 法定準備金 x_2 は、課税される期間成果 \bar{P} の5%までとし¹⁰⁾、しかもできるだけ、その金額に不足させないようにする。

(iv) 価格騰貴および貨幣価値変動に対する積立金 x_3 については、できるだけ、これを金額 S に不足させないようにする。

(v) 設備更新および、または拡張積立金 x_4 については、できるだけ、これを金額 T に不足させないようにする。

(vi) 配当金 x_5 については、できるだけ、これを金額 U に不足させないようにする。

(vii) 企業指導者の余剰参加 x_6 については、できるだけ、これを金額 V に不足させないようにする。

(viii) 他の共同経営者の余剰参加 x_7 については、できるだけ、これを金額 W に不足させないようにする。

以上の各条件における金額 S 、 T 、 U 、 V 、および W は、それぞれが対応している各処分用途に対する、期間成果の配分上限額である。すなわち、期間成果の配分に際しては、余剰（成果）繰越と所得税以外の各処分用途に対する実際の配分額は、それぞれについて設定された限度額に不足してもいいが、しかしその逆に超過してはならないということになる。これに対して、余剰繰越に対する限度額 R に関しては、他の処分用途への配分いかんにより、実際配分額が R に不足する場合もあれば、逆に超過する場合もありうる。また所得税は、税率 α によって一定の配分額となる。以上の配分限度額の大きさは、法律等に

10) 西ドイツ株式法、50条(2)の1。

よって強制的に決定されるものもあり、また、上位の経営計画の意思決定モデルに依存しながら決定されうるものもある。

さて、以上の条件を所与とすると、各処分用途に対する最適配分は、個々の処分用途への成果配分を、できるだけそれぞれの限度額に近づけるようにして行なわれるか、または、(同じことであるが) 個々の処分用途の配分限度額と実際配分額との差額、すなわち、限度額に対する配分不足額または超過額の合計が最小となるようにして行なわれよう。

シュヴァイツァーは、問題の性格上、後者の方法¹¹⁾をとり、上述の期間成果の処分問題を、実際配分額と限度額との差額の合計の最小化問題として定式化するのである。シュヴァイツァーは、各処分用途について、実際配分額と限度額との差額をスラック変数によってあらわし、実際配分額が下限額を超過する場合はその差額をスラック x_j^+ として、逆に、不足する場合はそれをスラック x_j^- として、それぞれ定義する ($j = 8$ から14まで)。

設定された各処分用途に対応する配分限度額に関する8つの条件、および、各スラック変数の合計の最小化という目標設定をそれぞれ一次式であらわして、期間成果の最適処分問題を線型計画法の標準型で定式化すれば、それは次ページのようになる。

この標準型において、(1)から(9)まではこの最適処分モデルの制約条件を、また、(10)は目標関数をあらわす。

既述のように、等式(1)は、課税がなされた後に残る期間成果の全額が、税金以外のすべての処分用途に配分されうることを保証している。等式(3)は、法定準備金の積立限度額を税引後期間成果の5%、すなわち $\frac{1}{20}$ の割合とする、といった条件をあらわす。税率が α の場合、¹²⁾その積立限度額は $\frac{\bar{p}}{20}(1-\alpha)$

11) 前者の方法では条件によって解答不能となる場合が生じるのに対し、この方法では必ず解が得られうる。目標計画法と呼ばれる。cf. A. Charnes and W. W. Cooper, Management Models and Industrial Applications of Linear Programming, New York 1961, P. 215.

12) 実際の所得税率(西ドイツにおける)は、所得の分配される部分と留保される部分とによって(さらに留保分については金額が高まるにつれて累進的に)異なっているが、ここではシュヴァイツァーの設定通り、一定率として取り扱う。

$$\begin{aligned}
 (1) \quad & x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6 + x_7 & & = \bar{P} (1 - \alpha) \\
 (2) \quad & x_1 & & = R \\
 & & -x_8^+ + x_8^- & \\
 (3) \quad & x_2 & & = \frac{\bar{P}}{20} (1 - \alpha) \\
 & & + x_9^- & \\
 (4) \quad & x_3 & & = S \\
 & & + x_{10}^- & \\
 (5) \quad & x_4 & & = T \\
 & & + x_{11}^- & \\
 (6) \quad & x_5 & & = U \\
 & & + x_{12}^- & \\
 (7) \quad & x_6 & & = V \\
 & & + x_{13}^- & \\
 (8) \quad & x_7 & & = W \\
 & & + x_{14}^- & \\
 (9) \quad & & & \geq 0 \\
 & & x_j & \\
 (10) \quad & w_8^+ x_8^- + w_8^- x_8^+ + w_9^- x_9^- + w_9^+ x_9^+ + w_{10}^- x_{10}^- + w_{10}^+ x_{10}^+ + w_{11}^- x_{11}^- + w_{11}^+ x_{11}^+ + w_{12}^- x_{12}^- + w_{12}^+ x_{12}^+ + w_{13}^- x_{13}^- + w_{13}^+ x_{13}^+ + w_{14}^- x_{14}^- + w_{14}^+ x_{14}^+ & & = \text{Min!}
 \end{aligned}$$

期間成果最適処分モデルの標準型

となる。等式(2), (4), (5), (6), (7)および(8)は、個々の処分用途の配分可能限度額である。(9)は線型計画法の非負条件と呼ばれるものであって、各変数(スラック変数を含む)が負であってはならないことを示す。

目標関数(10)は、処分用途のそれぞれに設定された配分可能限度額に対する実際配分額の不足分や超過分の大きさを示すスラック変数によって定義されている。各スラック変数に対する係数 w_j はウエイトと呼ばれ、企業管理のために設けられた優先順位の尺度(Präferenzskala)における、当該処分用途の位置づけ、換言すれば、企業指導(経営)上の全体目標の達成との関連において決定される、個々の処分用途の優先性もしくは緊急性を示す数値である。¹³⁾ウエイト係数 w_j は、各処分用途の優先性または緊急性にしたがって決定され、優先性または緊急性が高い場合は大きく、逆にそれらが低い場合は小さく設定される。もし、ある処分用途のウエイトを非常に高くすれば、その処分用途に対する成果配分が行なわれた後に、他の処分用途への配分が行なわれることになる。

以上のような各構成要素を含む九つの制約条件と一つの目標関数からなる最適配分モデルとして構築された期間成果の処分計算は線型計画法によって解可能であり、シンプレックス法または一般逆行列を使って最適解がえられる。

(例) いま、利益分配(配当金)と積立金の二種類の処分用途からなる簡単な例によって、期間成果の処分問題をより具体的に取り扱ってみる。

利益分配を x_1 、積立金を x_2 であらわし、それぞれの配分可能上限額をA、Bとして設定する。この場合、期間成果の全額配分のため、AとBの和は期間成果 \bar{P} に等しいか、または大とする。すなわち、 $A + B \geq \bar{P}$ 。 x_1 に対する実際配分額とA、 x_2 に対するそれとBとの差額を、それぞれ、スラック変数 x_3 、 x_4 であらわし、また、 x_1 と x_2 のウエイトを、各スラック変数について w_3 、 w_4 とする。かくして、 \bar{P} の全額の、 x_1 と x_2 に対する最適配分、換言すれば、ウエイトづけ

13) Derselbe, a. a. O., S. 87.

られたスラック変数の合計額の最小化が問題となる。この配分モデルは次のような標準型として定式化される。

$$\begin{aligned} (1) \quad x_1 + x_2 &= \bar{P} \\ (2) \quad x_1 + x_3 &= A \\ (3) \quad x_2 + x_4 &= B \\ (4) \quad x_1, x_2, x_3, x_4 &\geq 0 \\ (5) \quad w_3 x_3 + w_4 x_4 &= \text{Min!} \end{aligned}$$

この処分問題の最適解は x_1 と x_2 の組合せ (x_1, x_2) として得られるが、しかしながら、目標関数がスラック変数によって定義されているので、まず、所与の条件のもとで可能な x_3 と x_4 の最適な組合せ (x_3, x_4) を選び出し、その後で (x_1, x_2) の最適案がえられることになる。

さて、この問題について、 $w_3 = aw_4$ ($a > 0$)とすると、

$$(5) \text{より, } aw_4 x_3 + w_4 x_4 = \text{Min!}$$

$$\begin{aligned} &(aw_4 x_3 - w_4 x_3) + (w_4 x_3 + w_4 x_4) \\ &= (a - 1)w_4 x_3 + w_4 (x_3 + x_4) = \text{Min!} \end{aligned} \tag{6}$$

$$(2)+(3) \text{より, } x_1 + x_2 + x_3 + x_4 = A + B \tag{7}$$

$$(7) \text{に(1)を代入すると, } x_3 + x_4 = A + B - \bar{P} \tag{8}$$

$$(8) \text{と(4)より, } 0 \leq x_3 \leq A + B - \bar{P}, 0 \leq x_4 \leq A + B - \bar{P} \tag{9}$$

(8)より、 $x_3 + x_4$ は $A + B - \bar{P}$ で一定となり、(6)は $(a - 1)$ の符号いかんにより、すなわち、各処分用途のウエイトの相違により、異なった解が得られる。

イ) $a - 1 = 0$ 、すなわち、 $w_3 = w_4$ の場合。

$$(6) \text{より, } w_4 (x_3 + x_4) = \text{Min!} \tag{6}$$

$x_3 + x_4$ は一定であるので、(8)と(9)を満足するいかなる (x_3, x_4) によっても、(6)に対する最適解が得られる。

$$\text{この場合, (9), (2), (3), より, } \bar{P} - B \leq x_1 \leq A, \bar{P} - A \leq x_2 \leq B \quad (\because A + B \geq \bar{P}) \tag{10}$$

よって、 (x_1, x_2) の最適解は、(1)と(10)を満足するすべての (x_1, x_2) として

得られる。

ロ) $a - 1 > 0$, すなわち, $w_3 > w_4$ の場合。

(9)より, $x_3 = 0$ のときに(6)は最小となる。このとき, (8)より, $x_4 = A + B - \bar{P}$ 。すなわち, $(x_3, x_4) = (0, A + B - \bar{P})$ のときに, (6)に対する最適解が得られる。

この場合, (2), (3)より, $(x_1, x_2) = (A, \bar{P} - A)$ が最適処分案となる。

ハ) $a - 1 < 0$, すなわち, $w_3 < w_4$ の場合。

(9)より, $x_3 = A + B - \bar{P}$ のときに(6)は最小となる。このとき, (8)より $x_4 = 0$ 。すなわち, $(x_3, x_4) = (A + B - \bar{P}, 0)$ のときに, (6)に対する最適解が得られる。

この場合, (2), (3)より, $(x_1, x_2) = (\bar{P} - B, B)$ が最適処分案となる。

以上の例は, 二種類の処分用途からなる期間成果の処分問題であるが, 処分用途がそれ以上の数の場合でも, 線型計画法によって解可能である。

2. 処分計算における意思決定論理的価値理論

前節の考察は, 主として, 処分計算の形式的側面ともいふべき, 線型計画法による最適配分モデルとしての構築に限定されていた。しかしながら, 意思決定問題としての期間成果処分計算の構造と機能をより明確にするためには, さらに, その実質的側面ともいふべき, 期間成果処分に関する意思決定, すなわち, 代替案選択問題の内容が検討されなければならない。

一般に, 合理的な選択行為としての意思決定においては, 実行可能な意思決定代替案のなかから最適案を取り出すための規準を与える尺度が必要である。シュヴァイツァーは, 意思決定モデルとしての成果処分計算において, 実行可能なくつかの処分案のなかから最適処分案を選択するための尺度となる新しい価値概念を構想する。¹⁴⁾

¹⁴⁾ Derselbe, a. a. O., S. 111ff.

合理的な意思決定を可能にするという意味で彼が意思決定論理的価値理論 (Entscheidungslogische Werttheorie) と名づけるこの新しい価値構想はシュマーレンバッハの最適効用数値 (optimale Geltungszahl) の考え方に基くものである。ここに最適効用数値とは、「いくつかの経済的選択可能性のなかから、その時々にもっとも経済的なものを決定しうるために、原価と給付が査定されなければならない数値¹⁵⁾」である。この価値概念の根底には、価値は客体と主体の関係において規定されるものであり、相対的でしかも目標依存的である、というシュマーレンバッハ本来の価値観がある。すなわち、彼の考え方に依れば、「査定者は価値を、豚が松露 (食用茸の一種で、豚の好物。ほとんど地中に埋まっているので見出しにくい。……筆者注) に対するのと同じように、取り扱わなければならない。査定者は価値のにおいをかぎつけ、慎重にそれを取り出さなければならないのである。」¹⁶⁾ また、「『適正な』もしくは『真正な』価値は何ら絶対的なものではなくて、評価指向性によって決められうる相対的な価値¹⁷⁾」であり、「その時々¹⁷⁾の計算目標に最も役に立つ価値こそ適正な価値」なのである。

シュマーレンバッハは、結局は貸借対照表項目の評価との関連上、現実妥協的に上述のような彼本来の価値観から遠ざかってしまうが、¹⁸⁾ シュヴァイツァーは、逆に、かかる価値観を、処分計算との関連において意思決定論理的価値理論として構築することになるのである。この場合、シュヴァイツァーは、シュマーレンバッハの価値概念に依りながら、〈客体—主体—目標〉という三項関係としての価値概念を構想する。¹⁹⁾ この価値概念は、意思決定の観点から解釈すれば、主体である意思決定者 (評価主体) が、客体である実行可能な意思決

15) Eugen Schmalenbach, Pretiale Wirtschaftslenkung, Band I: Die Optimale Geltungszahl, Bremen-Horn 1948, S. 22ff.

16) Derselbe, Grundlagen dynamischer Bilanzlehre, 3. Aufl., Leipzig 1925, 4/5.

17) Derselbe, Kostenrechnung und Preispolitik, 7. Aufl., Köln und Opladen 1956, S. 138.

18) Derselbe, a. a. O., S. 187. 「原則として、理論的には正しいがしかし不確実性と恣意性を伴う価値査定よりも、確実な価値査定のほうに優先性が与えられねばならない。調達価値は格段に確実なものである」

19) Marcell Schweitzer, a. a. O., S. 112.

定代替案（評価客体）のなかから、一定の目標設定（目標関数）のもとでの最適案の選択を可能とせしめる、個々の代替案に対して与えられるべき優先性（Vorzugswürdigkeit）の尺度として規定されえよう。²⁰⁾かかる価値概念のもとで評価とは、各意思決定代替案にその優先性としての価値を割り当てる行為である。この場合、かかる評価行為が、その優先性による各代替案の比較を可能とし、それらのなかから最適案の選択を可能とすることになるので、評価が広義に把握されて意思決定と同義にされている。²¹⁾すなわち、シュヴァイツァーにあっては、評価とは、各代替案を比較してそのなかから最適案を選択することである。²²⁾

さて、以上のような内容をもつ意思決定論理的価値・評価が期間成果の処分計算においてどのように具体的にあらわれるのかを考察してみる。前節で提示された処分計算において、最適処分案が導き出されるまでには少くとも次の七つの段階が存在する。

- (1) 処分用途を設定する。
- (2) 各処分用途に対して、配分可能な限度額（上限値または下限値）を設定する。
- (3) 各処分用途について、配分限度額と実際配分額との差額をスラック変数としてあらわす。
- (4) 各処分用途の優先性または緊急性のウェイト（順位）を決定する。
- (5) 目標関数の設定。
- (6) 以上の各段階で設定された諸条件、および確定された期間成果のもとで目標関数を構成する各スラック変数に数値を割り当てる。

²⁰⁾ Derselbe, a. a. O., S. 114, S. 119.

²¹⁾ Derselbe, a. a. O., S. 115.

²²⁾ これに対し、貸借対照表項目への価値または価額の割り当てとしての（通常の意味における）評価概念は、シュヴァイツァーの貸借対照表構想においては全然用いられない。これは、結局、彼の収支的成果計算システムが財算計算を目的としない、という事情から帰結するものと考えられる。

(7) (6)の段階でえられた実行可能な代替案のなかから、目標関数を最適に満たす案（前節の例では、スラック変数に割り当てられた数値の合計が最小となる、スラック変数の組合せ）を選択する。

上述の七つの段階で、意思決定論理的価値および評価が具現するのは、この価値概念の三つの構成要素である主体、客体および目標がすべて出そろう(6)と(7)の段階である。すなわち、まず、(6)の段階において、所与の条件のもとで、目標関数における各スラック変数の値が決定されることになる。これら各スラック変数の値を合計したものが、スラック変数の組合せとして規定されている意思決定代替案の（意思決定論理的）価値である。所与の条件のもとでは、通常、スラック変数の値はいくつか可能であり、したがって、これらの組合せとしての実行可能な意思決定代替案も複数個得られる。かくして、(7)の段階で各代替案の比較がなされ、目標関数を最適に満足するものが最適案として選択されるのである。（与えられた例においては最小値をとる代替案が最適案として選択される。）

III 処分計算と積立金政策

1. 処分計算による秘密積立金の排除

期間成果の処分は、たとえ最終的にはそれが「利益剰余金計算書」といった形式における単なる加減計算としてあらわれようとも、内容的には非常に複雑な要素を含みこむ、意思決定上の問題と考えられる。これまでの考察で明らかになったように、シュヴァイツァーの構想する期間成果の処分計算は線型計画法の最適配分モデルとして定式化された意思決定計算であり、所与の処分目標（目標関数）のもとで、処分用途組合せに対する最適配分額の決定が一定の計算方法の適用によって遂行可能となるものである。このような期間成果の処分計算が、それに先行する確定計算とはその構造と機能を全く異にするものである、ということに注意しなければならない。すなわち、期間成果確定計算は、

過去指向的に、一定期間中に実現した企業活動の成果を収支的に確定することを目的とするモデルであり、そこでは、目標関数とか意思決定代替案が提出されず、それゆえ、何ら意思決定が行なわれうるものではない。

期間成果の確定計算と処分計算を厳格に分離せしめる結果、成果処分における重要な領域である成果の内部留保、すなわち、積立金形成の問題は完全に処分計算の手に引き渡されうることになる。これに対し、従来の、制度的な貸借対照表計算においては、期間成果の処分の領域に帰属すべき要因が確定計算にまぎれこんでいる。たとえば、資産項目や負債項目の評価に低価主義を適用することによって生じる秘密積立金がそれである。低価主義は、目標（関数）が何ら規定されていないにもかかわらず、評価客体（貸借対照表項目）に対して代替的な価格（原価、時価）のなかから一定のものを割り当てる選択規則である。すなわち、低価主義は、取得原価と評価日における時価のなかから、資産項目については低い方の価額を、これに対して負債項目については高い方の価格を付することにより、将来において当該資産項目もしくは負債項目から生じるかもしれない損失（未実現損失）を前もって当該期間の成果に負担させようとする処置的（dispositiv）な規則であり、それゆえ、意思決定規則と考えるものである²³。ところが、かかる低価主義の適用の結果、時価が取得原価より低い場合の両価格の差額として形成されうる秘密積立金の大きさは、当該資産または負債の、評価時における偶然の所産にすぎない時価の大きさに依存して決定されるものであり、また、当然のことながら、積立金として公示されるわけでもない。換言すれば、低価主義による、将来に発生が予想される損失に対する準備的処置は、その準備の強度（金額）に関しては全く評価日の偶然性に左右され、しかも明示化されない、という点に問題がある。

シュヴァイツァーによる期間成果確定計算においては、低価主義の適用される余地が全然なく、秘密積立金は形成されない。将来に発生が予想される損失に対する準備処置はすべて、期間成果の処分を通じて適当な公示積立金の形成

²³ Derselbe, a. a. O., S. 139.

によって行なわれる。客観的な資料に裏付けられた合理的な意思決定によって形成された各種積立金の詳細な公開により、関係者は企業の積立金政策に関するより深い理解が得られよう。すなわち、彼らは、企業経営者が様々な経営目標にどのような優劣を与えているのかを適切に認識し、さらに目標自体や危険予測に関する分析をも行なうことができよう。例えば、経営者が債権者保護についてどれほどの準備をしているのか、企業資本の維持をどのようにして行なおうとしているのか、物価変動による危険に対してどれほどの準備をしているのか、といったような事柄は、その処分用途（利用目的）が明確にされた公示積立金の表示によって、初めて理解されうるものである。

以上のように、将来における危険発生に対する準備処置、および企業過程の継続的遂行のための保証処置としての積立金政策を考える場合、期間成果の処分問題と企業の経営計画との間に密接な関係の存在することが認められうる。それゆえ、期間成果の最適処分に際してはかかる関係が明らかにされなければならない。すなわち、成果処分の意思決定モデルが、企業政策（経営計画）の手段としての全体的もしくは部分的な意思決定モデルとの関連において、どのように位置づけられ、またいかなる機能を果しているのか、といった事柄が明らかにされねばならないのである。

2. 処分計算と経営計画

企業の発展は企業の内外における様々な経済的、技術的状况に左右される。しかも、この経済的、技術的状况はその時々偶然性に支配されているものである。このような偶然性から生じる恐れのある企業的不いし経営的危険性に対処するために、あらかじめ将来の企業過程について、十分な考慮がなされ、また計画されなければならない。将来の企業過程に関する計画設定ないし経営計画の設定は、企業の経済的発展のため、達成しようと目指す企業目標についてのあらゆる計慮と、この目標の達成を可能とするようなあらゆる努力を含んだ体系的な処置的活動である。経営計画の設定は、当該企業の種類、規模および

成長状態等に依存し、必要性にしたがってその活動領域別に、例えば、購入（調達）計画、在庫計画、生産計画、販売計画、原価計画、費用計画、収益計画、財務計画、投資計画等として設定されうる。このような、企業の活動領域別に設定可能な部分計画は、企業の全体目標、すなわち、一般的には最大利益もしくは最大収益性への指向づけのもとで、相互に結びついている。これらの各部分計画は意思決定モデルによって模写されうる。企業の経営計画に関する意思決定モデルは、個々の活動領域に固有の目標関数、計画限界期間内の実行可能計画代替案、および様々な副条件を含むものである。²⁴⁾この意思決定モデルから導出される最適計画案は、当該活動領域の目標関数——これは終局的には企業の全体目標の達成と結びついている。——の望ましい形での達成を保証する標準値ないし計画諸量を提供することになる。

さて、期間成果の処分と直接的に結びつく部分計画は財務計画である。財務計画は、基本的には企業の支払能力の維持を目標として設定されるものであり将来の、もしくは計画上の収入、支出、債権増減、債務増減等の運動量および在 high に関する情報を提供するものである。この財務計画は、財務上の運動が直接に企業外部と結びついたものであるか否かによって、外部財務に関する計画と内部財務に関する計画とに区別されうる。外部財務に関する計画は、財務種類（債種債権、各種債務）、決済期間、利子負担等の違いにしたがって、その運動量と在 high に関する情報を詳細に提供しなければならない。他方、内部財務は自己金融ともいわれ、減価償却や成果の内部留保に関連する。成果処分と関連するのは、言うまでもなく、内部留保による内部財務（計画）であり、例えば投資計画や調達計画に結びついて、設備更新・拡張積立金として期間成果の一部が処分計算を通じて企業内部に留保され、必要な時にそれらを取り崩して利用することによって財務計画の最適遂行に貢献し、ひいては企業の全体的

24) このようなモデルに組み込まれる一連の副条件（副目標）は、計画期間の各々において予測されうる技術的生産力、現金在 high、原材料在 high、作業員数、借入可能信用額等の上限値または下限値だけに限られず、さらに、一定の制限のもとでの生産能力の拡大および実施計画や計画手法の様々なヴァリエーションをも含むうる。

目標の達成に寄与することになるのである。

シュヴァイツァーは、期間成果の処分計算と企業の経営計画に関する意思決定モデルとの関連を次の様に要約している。²⁵⁾

(1) 経営計画に関する上位の意思決定モデルに基づいて、計画限界にいたるまでの期間について期間的経営計画が作成され、予定(計画)諸量として設定される。計画期間に関する、原価主義に基づく事前決算によって、計画上の成果(利益)分配のみならず、計画上の成果留保(積立金)も一括して計上する計画(予定)貸借対照表が作成される。

(2) さて、各々の計画期間が経過した後、これらの期間に実現した企業過程は事後計算としての確定モデルによって決算される。成果確定モデル(計算)は、経過した計画期間において、設定された企業目標(最大、または最適な利益の獲得)がどこまで実現されたかを測定するものである。ここに、予定貸借対照表と実際貸借対照表の比較表示や、計画上の諸数値の構成と実際上のそれとの比較表示により、計画上の企業過程と実現したそれとの間の価格差異および数量差異に関する情報が得られる。これらの予定値—実際値差異に関する情報により、経営計画に関する上位の意思決定モデルが見直され、そして新たな計画限度までの将来の企業過程に相応して経営計画が修正されよう。

(3) 実現した期間余剰(成果)に関する実際処分計算は、自己金融の手段としての機能において、同一期間についての予定決算と結びついて、その予定値—実際値比較から得られた様々な知識を将来の経営計画に反映させることにより、計画の達成を保証する。

(4) 処分計算において設定される、個々の処分用途に対する配分限度額(上限額と下限額)は、それ以前の期間において既に積立てられている金額を考慮しながら、上位の意思決定モデルに基づいて決定されたり(例えば、既述のモデルにおけるR, S, T。135ページ参照)、他の有請求権者間での利害の妥協によって決定されたりする(例えば、U, V, W。135ページ参照)。

25) Derselbe, a. a. O., S. 94—95.

(5) (4)における個々の処分用途の限度額は、上位の意思決定モデルにおいて導出された最適経営計画の達成を妨げることのないように設定された配分可能限度額である。この配分可能範囲は、比較的単純な場合は感度分析によって正確に設定されうる。

(6) スラック変数のウェイトの大きさは、予定値と実際値の比較分析によって、また将来の企業過程の計画に規定されうる財務的隘路によって決定される優先性ないし緊急性の尺度にしたがって、設定される。個々の積立金（処分用途）を、その優先性または緊急性にしたがって体系的に配置すれば、各積立金の優先性または緊急性がどのようなものかとか、また、将来に発生が予想される危険に対する準備処置がいったいどのように、またどの程度行なわれているか、といった事柄に関する理解が深められるであろう。

期間成果の処分計算は、以上のような、経営計画に関する意思決定モデルとの関連において、積立金政策の道具としての機能を十分に発揮しうるものである。

IV 結 び

今日、企業成果ないし企業利益について、会計学的に様々な側面から議論がなされている。この場合、従来においては、成果ないし利益の測定（確定）という点に議論の中心が置かれていたといえよう。例えば、伝統的な動的貸借対照表観にあっては、企業経営者の観点から、経営および時間比較の尺度たりうる期間利益の性格が問題とされ²⁶⁾、また、最近における、より幅広い情報需要者の観点から展開されている経済的利益概念指向的な貸借対照表観では、成果資本（収益価値あるいは成果価値ともいわれる。）に対する利子発生額としての期間利益が中心的概念とされている²⁷⁾。そして、これらの利益概念の根拠づけと

²⁶⁾ Eugen Schmalenbach, Dynamische Bilanz, 13. Aufl., Köln und Opladen 1962, S. 54.

²⁷⁾ これについては、例えば、Horst Albach, Grundgedanken einer synthetische

測定方法が主に論議され、これに対して、獲得された期間利益（成果）の処分²⁸⁾ないし利用という側面については余り議論がなされなかった。これは、期間成果の処分にはそもそも企業活動の結果としての成果の測定（確定）が先行するものであり、また、会計学上、利益の行くえには元々あまり関心が払われなかった、といった事情に依るものと考えられうる。ともあれ、獲得された期間成果（利益）が、どこに、どのように配分されているのか、またその配分の基準は何か、といった事柄については、法律や定款等によって強制的にその処分が定められているもののほかは、十分に検討されてはいない。

しかしながら、会計は、獲得された成果（利益）の処分に関して有要な情報を提供する役目を負うものであることは言うまでもない²⁹⁾。各企業関係者の様々な請求権（利害）を調整しながら経営者が成果処分を遂行しうるためには成果処分に関する客観的で検証力ある情報が必要である。かかる期間成果の処分に関する情報を作成・伝達する独立の計算システム構築に対する一つの試みが、本稿で検討を行なった、シュヴァイツァーによる期間成果の処分計算である。彼の成果処分計算の特徴は次の如く指摘されよう。

(1) シュヴァイツァーの処分計算は、収支的成果計算論（収支的貸借対照表論）の枠内において、期間成果確定計算に後続する補完的な計算領域として位置づけられ、確定計算で算定される名目資本余剰をその処分対象とするものである。

Bilanztheorie, In: ZfB 1965, S. S. 21—31. Adolf Moxter, Die Grundsätze ordnungsmäßiger Bilanzierung und der Stand der Bilanztheorie, In: ZfB 1966, S. S. 28—59. Dieter Schneider, Bilanzgewinn und ökonomische Theorie, In: ZfB 1963 S. S. 457—474. Hans Münstermann, Die Bedeutung des ökonomischen Gewinns für den externen Jahresabschluss der Aktiengesellschaft, In: Wpg 1966, S. S. 579—586. 等を参照。

²⁸⁾ R. — B. シュミットは、自己金融の観点から、企業利益の処分（利用）について総合的かつ詳細な考察を展開している。

R. — B. Schmidt, Die Gewinnverwendung der Uternehmung, Berlin 1963. Gewinnverwendung und Rechnungswesen, In: Handwörterbuch des Rechnungswesens, hrsg. v. E. Kosiol, Stuttgart 1970, Sp. 633—639.

²⁹⁾ Eugen Schmalenbach, a. a. O., S. 56.

収支的成果計算論においては、確定計算は取得原価主義と実現主義に基づいて名目資本余剰を期間成果として算定するものであるから、名目資本のみの維持によってでは企業の実体または実質資本の維持ができない場合は、実体または実質資本の維持を行なうために、内部留保（積立金形成）としての期間成果の処分の問題が必然的に生じる。しかしながら、確定計算において実体または実質資本余剰が期間成果として算定されることによって期間成果の処分問題がなくなる、というわけでもない。既述のように、獲得された期間成果に対しては様々な請求権が存在し、これらの請求権は期間成果の処分を通じて満足されるのである。シュヴァイツァーは、この場合、最適な処分活動遂行のために、処分の対象となる期間成果としては名目資本余剰が最適なものであると考える。なぜならば、取得原価主義と実現主義に基づいて確定された名目資本余剰としての期間成果こそ、他のいかなる評価原則に基づいて確定された期間成果よりも、その客観性と検証可能性において最もすぐれており、したがって客観的で検証力ある処分計算遂行のための最適な処分基礎となりうるからである。³⁰⁾かかる、収支的に実現した名目資本余剰は、時価評価によって生じうる末実現利益を何ら含まないし、また、低価主義による場合のようにその一部が確定計算に先取りされて処分計算の対象から不当にはずされるということのない、正に処分の対象となりうる期間成果であり、設定されたすべての処分用途に対して最適配分が行なわれうるのである。

(2) 彼の処分計算は意思決定モデルとして定式化されている。

処分計算のこの特徴は二つの側面においてあらわれている。まず、第1の特徴はその形式的側面に見いだしうるものであり、それが線型計画法における最適配分モデルとして構築されていることである。これは、奇をてらったことではなくて、限られた資源としての期間成果の処分問題が最適配分モデルとその構造を同一にするがゆえにほかならない。第2の特徴は、その実質的側面に

³⁰⁾ Marcell Schweitzer, a. a. O., S. 135ff.
Fritz Dinkel, Bilanz und Bewertung, Berlin 1974, S. 128.

見いだしうるものであって、処分計算が、内容的に、意思決定論的な評価問題として把握されていることである。この場合、シュヴァイツァーは、期間成果の最適処分にとって合目的々な価値・評価理論を意思決定論理的価値理論として展開し、この理論の適用によって、期間成果処分に関する所与の条件（各処分用途、配分可能限度額および優先性ないし緊急性）のもとで個々の処分案の価値を決定し、かくして所与の目標（関数）のもとでの最適処分案の合理的選択を可能とせしめるのである。

以上の如く二つの側面から、意思決定上の問題としての期間成果の処分計算の構造が形づくられるのである。

(3) 彼の処分計算は、経営計画の枠内において、積立金政策の有用な道具として位置づけられている。

企業におけるいくつかの部分的経営計画たとえば投資計画や調達計画は財務計画と密接に結びついている。すなわち、新たな設備投資、原材料の調達等のための資金は企業の財務によってまかなわれるものであり、この場合、資金は手持現金・預金、借入金、増資のほか、減価償却引当金や成果（利益）の内部留保によってまかなわれる。ここに、期間成果（利益）の内部留保としての積立金政策が問題となり、期間成果の処分を通じてそれが行なわれることになる。経営計画の執行上、投資計画や調達計画は積立金政策と密接かつ組織的に結びつかなければならない。このように、期間成果の処分は、他方においては各企業関係者からの様々な請求権の満足化を考慮しながらも、経営計画の枠内に適正に伝置づけられることによって、初めてその機能を十分に発揮できるものである。

以上のような点が、シュヴァイツァーの処分計算の特徴ないし長所として考えられるのであるが、しかしながら、その一方においては、いくつかの問題点も見いだされる。たとえば、

(1) 各処分用途に対する配分可能限度額、および各処分用途の優先性または緊急性をあらわすウエイトの大きさが実際にどのようにして決定されるかが、明確でない。

シュヴァイツァーはこれら二つの諸量を規定する要因については述べている。すなわち、配分可能限度額は、それまでに既に積立てられている金額を考慮しながら、経営計画との関連において、また各企業関係者の請求権（利害）の調整（妥協）という形をとりながら決定されえ、また、ウエイトは、経営計画における予定値とその実際値との比較分析とか財務的隘路によって規定される優先尺度によって決定されうる、という（147～148ページ参照）。配分限度額とウエイトを規定する要因に関する、かかる彼の分析は一応妥当なものだと考えられるが、しかしながら、これら二つの諸量が具体的にどのように数値化されるのか、ということがぜんぜん述べられていない。これらの諸量が明確に数値として与えられなければ、線型計画法による最適配分モデルとしての期間成果処分計算からは、何ら最適解が得られないのである。

また、たとえ仮りにこれらの数値が決定されて処分計算から最適処分案が得られたとしても、その案の通りに期間成果の処分が必ず行なわれうるというわけではなかろう。わが国のように株主総会の決議によって初めて利益の処分が決定される場合は、処分計算における最適処分案といえども、株主総会が開かれるまでは、（有力ではあろうが）代替的な処分案の一つにすぎないのである。

(2) シュヴァイツァーの処分計算では税法上の様々な規定がほとんど配慮されていない。例えば、期間成果のうち、配当分と留保分に対する税率は別であるし、³¹⁾ また留保分については、さらに、累進的に税率が上昇するのである。このような事情が無視されているため、シュヴァイツァーの処分計算モデルはいく分、非現実的なものとなっている。³²⁾

この問題点については、シュヴァイツァー自身も認めているところである。³³⁾ しかしながら、彼にとって重要なことは、期間成果の処分問題の構造と機能を

31) 西ドイツ法人税法によれば、配当分15%、留保分51%となっている。

32) Dieter Schneider, Renaissance der Bilanztheorie?, In: ZfbF 1973. S. 53.

33) Marcell Schweitzer, Renaissance der Bilanztheorie? Eine Stellungnahme, In: ZfbF 1973. S. 691. なお、この点に関してはディンケルが処分モデルの改善を試みている。vgl., Fritz Dinkel, a. a. O., S. S. 119—122.

明らかにすることにあつたのであり、決して、税務上考えうるすべての与件とか、また実際に設定しうるあらゆる処分用途を処分計算において列挙することではなかつた。

さて、以上のように考察を進めてきた、シュヴァイツァーの構想による期間的成果確定計算・処分計算という会計システムは、動的貸借対照表観に立脚し、そして動的・収支的貸借対照表観の一つの発展形態であるといえよう。彼は、本来的に過去指向的かつ記述的であるべき成果確定計算の領域に、未来指向的で処置的な成果処分に関する要素を見いだし、かかる要素をできるかぎり確定計算の領域から排除して、処分計算というもう一つの領域を構築するのである。

(確定計算の公理化を含む) このような彼の試みの意図は、収支的成果計算論のより一層の緻密化と整備にあり、これによって成果計算からの情報内容のより一層の客観化と豊富化をはかった、といえよう。

(付 記)

脚注 1 における前稿および本稿は、神戸大学大学院経営学研究科修士課程終了論文の一部を修正し、さらに補筆したものである。修士課程在籍中、いろいろと御世話・御指導いただきました武田隆二先生に心より御礼申し上げます。